

成年後見制度、利用促進計画を決定

チームで本人見守る（政府）

政府は3月24日の閣議で、認知症高齢者らの財産管理や契約行為を代行できる「成年後見制度」の利用促進に向けた基本計画を決定した。市町村ごとに中核的な機関を設けることが柱。制度利用の必要な人を早期に見つけ、地域の関係者がチームとして本人にかかわり不正防止を図る。

計画期間は2017年度から21年度の5か年。市町村はこれを踏まえて計画を作ることが努力義務になっている。

後見人を含むチームが高齢者ら本人を見守り、そのチームに対しては福祉・法律の専門職団体で構成する協議会が支援する。

また、成年後見制度を利用すると医師などの職に就けなくなる欠格条項があり、これが利用の妨げに

なっているとの指摘がある。計画では欠格条項を縮小する方向で見直し、19年5月までに法制上の措置を講じる。

成年後見制度を利用する人の預貯金の管理については、後見人の判断のみで引き出せる小口預金口座と後見監督人の同意が必要な大口預金口座に分けて管理することなどを検討する。後見人による不正を防ぎつつ、手間がかからない方法を模索する。

基本計画は16年4月に成立した成年後見制度利用促進法に基づくもの。有識者による成年後見制度利用促進委員会（委員長＝大森彌^{わたる}・東京大名誉教授）が16年9月から原案作成を検討していた。

（福祉新聞・第2807号 2017年4月3日）

5 資格合格発表

PT 1万2,388人など（厚生労働省）

厚生労働省は3月28日に第19回言語聴覚士国家試験と第30回義肢装具士国家試験の合格者を、同29日に第52回理学療法士・作業療法士国家試験と第47回視能訓練士国家試験の合格者を発表した。

言語聴覚士試験は2,571人が受験し、1,951人（合格率75.9%）が、義肢装具士試験は254人が受験

し、221人（87%）が合格した。

また、理学療法士試験は1万3,719人が受験し、1万2,388人（90.3%）、作業療法士試験は5,983人が受験し、5,007人（83.7%）、視能訓練士試験は832人が受験し、775人（93.1%）がそれぞれ合格した。

（福祉新聞・第2808号 2017年2月24日）